平成27年3月10日 第11667号

### ◎岡山県規則第四号

改正 特定 魺 を次 るフ 0 口 ン 類 う 0 定め 口 収 及 び  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 確保等に 関する法律施 行 則  $\mathcal{O}$ 

平成二十七年三月十日

 山県知事
 伊原木
 隆
 太

特定製品 る フ  $\mathcal{O}$ 口 収 及び 破壊  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 確保等に . 関す んる法律 施 行 則

部を改正する規則

Щ 県規則第四十 に係るフロ · 九 号) 類の 口  $\mathcal{O}$ 収 及び 部を次 破壊  $\mathcal{O}$ 0 よう 実施  $\mathcal{O}$ 改正す 確保等に る法律施 行

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正

条中 「特定製品に係る フ 口 類  $\hat{\mathcal{O}}$ 口 収及 Ţ  $\mathcal{O}$ 0 する 法

化

関する法律施行

口 ン類  $\hat{O}$ 使用の合理化及び管理の 適正化に関す に改

第二条中 四条」を「第三十二条」 種フ 口 類回 収 業者 登 録

一種フロン類充塡回収業者登録簿」に改める。

第三条中 「第十五条第一項」 「第三十三条第一 項 に、 第 種 フ 口 口

廃業等届出書」 種 フ 口 ン類充塡 回 収業者廃業等 届出 に 改 8

第四条を削る。

る法律 四十 第五条第 れ 一条第二項」 業者」 施行規則 再生業者 利用者」 九条第一号」 「第 0 第一 を「者であ に改め、 に改め、 項 中 項 とい 0 種 九条第五項後段又は第七十五条第一 又は」 (平成二十六年経済産業省・ 「省令第七 に、 口 う。 <u>`</u> 「第四十六条第二項」 同条第三項中 下 同条第二項中 0 ン類充塡回収業者」 破破 を「第一 「規定による」 利用する者」 · 条 J カュ を 「省令第七条に規定する 同号イ及びロ ヮ 第一 種フ 口 「再生 ロン を に改め、 種 に、 加 類 フ 環境省令第七号。 「第一種フ 類再生業者」 文は え、 「フ 口 0 に掲げる要件の全てに該当すると 使用 ン類回収業者」を 項後段」 司 破 同条第五項中 ン類を」 壊を」  $\mathcal{O}$ 合理 口 ン類再生業者」 フ 化及び に改 に、 口 改 を 「フ 「第三十三条第 類を再利用す 第一 口 同条第四 理  $\mathcal{O}$ 類を第 種フ 適正 口 項 化 類 兀 に 口

成した」を 第六条中 遅滞なく、 「その 「を行ったときは、 省令第四十九条第一号イ(1) 作成の」 に改め、 フロ 同条各号を削り、 ン類の種類ごとに、 から(4)までに掲げる事項に 同条を第五条とする。 次に掲げる事項に関し」 0 V て」に、

号口 第七条第一項中 (1)から(5)までに掲げる事項について」 「フロ 類の 種類ごとに、 に改め、 次に掲げる事項を」を「省令第四十九条第 同項各号を削 同条を第六条と

業者廃業等届出書」じ、 ン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」 様式第一号中 「特定製品に係る 闸網 種フロン類回収業者廃業等届出書」や  $\square$ ン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」 種フロン類回収業を」や に、 闸 「第15条第1項」 闸 П 類充塡回収業 ン類充塡回収

の適正化に関す 及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則」 様式第二号中 る法律施行細則」 「第7 条関係」 に、 「第6条関係」 「第7 条網 を 「フロン類の使用の合理化及び管理 「特定製品に係る を 「第6条第1項」 ロン類の回収 に、

徭 徭 櫯 П  $\Box$ 類充塡回収業者から引き 類回収業者から 月き 取 J 7 取 J に、 を

用者」を「第一種フロン類再生業者」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条及び て適用 平成二十六年度に係る報告に 様式第二号の規定は、 つい 平成二十七年度以降の年度に係る ては、 なお従前

### ◎岡山県告示第百五号

成二十七年四 環境省告示第十三号。 口 びフ 第 一種特定 口 類の 用 製品 日 から施行 充塡方法に 合理化及び管理  $\mathcal{O}$ 管理者 以 下 以下 する 告示」  $\mathcal{O}$ 「省令」 の適正 て十分な知見を有する者等を次  $\mathcal{O}$ 基 とい 化に関する法律施行規 , う。 ) 第 二 1 第十四条第九号及 き事項 (2) ③ 口 (平成二十六年 及び 則 0 (平成二十六 び第四 (2)お 2  $\mathcal{O}$ 指定 フ 口 第

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆

九  $\mathcal{O}$ フ 口 類  $\mathcal{O}$ 性状 及び フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 充塡方法に 0 い て十分な

を有する者

般社団法・ 日本冷凍空調 種冷媒 フ 口 設備工業連合会が 類取扱技術者」 認定し た 媒 フ 類 取

 $\mathcal{O}$ 格出力が十五キ 以下 2及び四 内燃機関の定格出力が二十五キ 般財団法 「第二種冷媒  $\mathcal{O}$ 2にお 口 ワ ット 1 て D (同じ。) 以下 環境保全機構が認定した第二種冷媒フ 類取  $\mathcal{O}$ 冷蔵機器及 扱技術者」 以下の Ţ とい 冷凍機器 エア  $\mathcal{O}$ コ みを取 ンディ 「縮機を 扱う者 駆動 彐 す 又は 取 扱 技術 る。

- 3 その他知事が適当と認める者
- 省令第四十条第二号の フ 口 ン類  $\mathcal{O}$ 及び フ 口  $\mathcal{O}$ 口 方法 0 て十分な知

を有する者

- 第一種冷媒フロン類取扱技術者
- 2 第二種冷媒フロン類取扱技術者
- 3 般財団法 人日 ·本冷媒 環境保全機 構冷 口 推 進 技術 セ タ が 定

媒回収技術者

- 高圧ガ 種冷凍機械責任者免状、 ス保安法 を受けて (昭和二十六年法律第二百四号) 種冷 機械責任者免状 第二十九条第一 又は 第三種 冷 凍 械 規定する第 責任者免
- 5 技能検定に合格し 力開発促進法 た冷凍 (昭和四十四年法律第六十四号) 空気 調和 機器施 工技能 第四 条第 項 に規定す

- 高圧 ガ ス保安協会の認定を受けた冷凍空調施設工事事業所の冷凍空調工事保安管
- 理者

6

- 7 公益社団 日本冷凍空調学会 0 認定を受けた冷凍空調技士
- 8 門に係る第二次試験に (昭 和五十八年法律第二十五号) 合格した者に限る。) 第二条第一項に規定する技術
- その他知事が適当と認めるも
- 告示第二1(2)③ ン類の性状及び取扱 方法並 びにエ アコ ンデ
- 冷蔵機器及び冷凍機器 の構造及び運転方法につ て十分な知見を有する者
- 第一種冷媒フロン類取扱技術者
- 2 第二種冷媒フロン類取扱技術者
- 3 その他知事が適当と認める者
- 告示第二2(2)②の 口 ン類及び第 種特定製品

### 兄を有する者

- 第一種冷媒フロン類取扱技術者
- 第二種冷媒フロン類取扱技術者
- その他知事が適当と認める者

### ◎岡山県告示第百六号

確実に引き渡すと認められる者の指定) 業者等に確実に引き渡すと認め 則第四十九 なお、 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則 第四条第一項の規定により、 平成十四年岡 れる者を次の 山県告示第二百九号 は、 廃止する。 同項に規定するフロ (フロ 平成二十七 ン類をフ (平成十四年岡 年四月一

コノ頁の吏用の名用

平成二十七年三月十日

山県知事 伊原木 隆 上

するフロ 類の ン類をフ 使用の 口 合理化及び管理の適正 ン類破壊業者等に確実に引き渡すと認められる者は、 化に関する法律施行細則第四条第一 次に掲げる者 項に規定

一 一般社団法人岡山県冷凍空調協会

岡山再生資源事業協同組合

### ◎岡山県告示第百七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成二十七年三月十日

[山県知事 伊原木 隆 太

指定代理納付者の名称及び住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

一 指定代理納付者に代理納付させる歳入

インターネットを利用して納付の手続きを行い、 カュ ~、 クレジ ツ 力

自動車税及び寄附金に係る歳入

一 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジット

力

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

۷ ۱

[asterCar

JСВ

) inersClub

AMERICAN EXPRES

指定代理納付者による代理納付を開始する日

兀

平成二十七年四月一日

### ◎岡山県告示第百八号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

平成二十七年三月十日

岡山県知事

太

事業所の名称及び所在地

娜の虹

所在地

玉野市宇野一—

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

三八

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法

[人手毬の

2

玉野市迫間四三〇一二

指定年月日

三

平成二十七年三月一

事業所番号

兀

五. 三三一〇四〇〇三八

サービスの種類 就労継続支援 (A型)

事業所の 名称及び所在地

1 名称

所在地

2

玉野市迫間四三〇-二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人手毬の

2

玉野市迫間四三〇一二

指定年月日 平成二十七年三月一

三三一〇四〇〇三九 事業所番号

几

就労継続支援 サービスの種類 (B型)

五

事業所の 名称及び所在地

共同生活援助事業所やまなみ荘

高梁市原田北町一二一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2

特定非営利活動法

人のぞみ

指定年月日

兀

三三二〇九〇〇〇五七

主たる事務所の所在地

総社市井手一〇〇四-二

平成二十七年三月

事業所番号

サービスの種類

五

### ◎岡山県告示第百九号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年三月十日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

太

1 名称

ほっとルーム倉敷り

倉敷

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

有限会社エイド

主たる事務所の所在地

2

倉敷市西富井一二二五—一-

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

兀

事業所番号

三三五〇二〇〇四七

五

事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

4

事業所の

名称及び所在地

1 名 称

所在地

2

津山市川崎五九

兀

五.

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

津山市川崎一五〇八 主たる事務所の所在地

指定年月日 平成二十七年三月一

兀

事業所番号

三三五〇三〇〇〇九五

五.

児童発達支援、

放課後等デイサービス

### ◎岡山県告示第百十号

を廃止する旨の届出があった。 項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サー ビスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

平成二十七年三月十日

名称及び所在地

木

太

事業所の

デイナーごスセンター・シーさ

所在地

岡山県玉野市宇野四丁目一〇番一〇号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人晴志

2

所在地

岡山県玉野市宇野一丁目四二番二六号

三 廃止年月日

介護保険事業所番号平成二十七年三月三十一日

兀

三三七〇四〇一一三九

サービスの種類

五

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスか

なち

2 所在地

岡山県高梁市落合町阿部一九九六-二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 称

株式会社かなち

TEE

2 所在地

九九二一六

平成二十七年三月三十一 廃止年月日

介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

三三七〇九〇〇四〇三

五

通所介護

介護予防通所介護

事業所の

名称及び所在地

1 名形

テイサービスセンター満天

所在地

岡山県赤磐市河本一〇二九番地三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

株式会社アネモネ

所在地

岡山県赤磐市河本一〇二九番地三

2

三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一

四 介護保険事業所番号

サービスの種類

五.

運用が割

介護予防通所介護

### ◎岡山県告示第百十一号

条第一項の規定により高梁都市計画道路を変更したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十 当該都市計画の変更の図書

平成二十七年三月十日

代表者

太

都市計画を変更する土地の区域

三

岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課

## ◎岡山県告示第百十二号

計画の変更を次のとおり認可した。 年三月二十四日付け岡山県告示第百九十号で告示した津山広域都市計画道路事業の事業 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 平成二十一

平成二十七年三月十日

-

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 津   | 名施<br>行   |
|---|-----------|
| 山市  | 者称の       |
| 総社川崎線<br>三・五・津十<br>路事業<br>半山広域都市計画道       | 事業の種類及び名称 |
| 一平四平<br>日成日成                              | 事         |
| ま三か二で十ら十                                  | 業         |
| <u> </u>                                  | 施         |
| 年三三                                       | 行         |
| 年三月二十                                     | 期         |
| $\overrightarrow{+}$ $\overrightarrow{+}$ | 間         |
| 使 収<br>な用変用<br>しの更の                       | 事         |
| 部な部分し分                                    | 業         |
|   | 地         |

### ◎岡山県告示第百十三号

事業計画の変更を次のとおり認可した。 三月二十一日付け岡山県告示第百五十一号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 平成二十年

平成二十七年三月十日

岡山県知事 伊原木 降

太

| 岡山市                                      | 名施行者の     |
|--|-----------|
| 上石井岩井線<br>三・三・岡三百九<br>画道路事業<br>岡山県南広域都市計 | 事業の種類及び名称 |
| 平成二十年三月二十一<br>平成二十年三月二十一<br>平成二十年三月二十一   | 事業施行期間    |
| 使<br>を用の部分<br>の部分                        | 事業        |
|  | 地         |

## ◎岡山県告示第百十四号

事業計画の変更を次のとおり認可した。 年三月十三日付け岡山県告示第百二十八号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 平成二十一

平成二十七年三月十日

- I

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 岡                                    | 名施        |
|--------------------------------------|-----------|
| Щ                                    | 行<br>者    |
| 市                                    | 称の        |
| 平井神崎線三年五・二・岡二百五三・二・岡二百四三・二・岡二百四回道路事業 | 事業の種類及び名称 |
| 一平日平                                 | 事         |
| 日成か成ま三ち二                             | 業         |
| で十 十<br>六 一                          | 施         |
| 年三月十二十                               | 行         |
| 月月十                                  | 期         |
| 十 =                                  | 間         |
| 使 収<br>な用変用<br>しの更の                  | 事         |
| 部な部分し分                               | 業         |
|                                      | 地         |

# ◎岡山県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十日

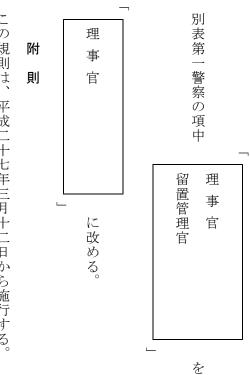
県人事委員会委員長

義

管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)  $\mathcal{O}$ 部を次の

ように改正する。



この規則は、 平成二十七年三月十二日から施行する。